

電力システム改革の第一の柱「広域系統運用の拡大」で何が変わるのか？

丸山 真弘

政府は4月12日に電気事業法改正案を国会に提出した。これは、2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」の三つの柱の第一である「広域系統運用の拡大」を具体化するものであり、2015年度に「広域的運営推進機関」を創設するとしている。このことは電気事業にどのような変化を与えるのか。今後の詳細設計において考慮すべき課題について検討する。

現在の電気事業制度では、現在及び将来の需要に対応し電力の安定供給を維持する責任と権限は、各区域の電力会社が一義的に負うことを基本としている。例えば電力融通は、需給逼迫に直面した電力会社の申出に基づき行われている。電力系統利用協議会は、融通の求めに対する他の事業者への斡旋を行なっているが、自ら融通に関する指示は行っていない。また、設備増強についても、電力会社が供給計画として定め、自らの責任で実施することとされる。経済産業大臣は、提出された供給計画に対し、基幹系統や連系線の増強が必要不可欠として計画変更の勧告はできても、設備の新增設を命じることはできないと解されている。

今回の改正では、需給逼迫時への備えや、変動電源としての再生可能エネルギーの導入拡大への対応から、全国大の需給バランスの調整機能の強化が図られた。具体的には、電源の焚き増しや融通の実施という形で、需給が逼迫した事業者への電気の供給や振替供給の実施等を指示する権限が推進機関に与えられた。これにより、これまで各区域の電力会社が一義的に負ってきた電力の安定供給に関する責任は、各電力会社と推進機関の双方が負うことになる。給電や作業停止の計画の調整から、最終的な瞬時瞬時の同時同量の確保に至る需給運用の各段階において、各電力会社と推進機関がそれぞれどのように権限と責任を分担するかを事前に明確に示すことが求められる。

また、改正案では各電力会社の設備増強計画を含む供給計画は推進機関に提出される。推進機関は、供給計画の取りまとめにあたり意見があるときはそれを付して経産大臣に送付する。そして経産大臣には、送付を受けた供給計画に対し、広域的運営を図るために必要な措置として経産省令で定める事項につき命令する権限が新たに与えられた。改革方針では、周波数変換設備や地域間連系線等の増強に中心となって取り組むといった形で、推進機関が設備増強の計画にも一定の役割を果たすとしている。しかし現時点では、設備増強の計画策定と実施の過程において、国や推進機関が果たすことになる役割の具体的な内容は必ずしも明確に示されていない。

もし、推進機関が設備増強の計画策定と実施に対し一定の責任と権限を持つことになるのであれば、その費用は最終的には料金として需要家が負担することに鑑み、推進機関は設備増強の費用対効果を中立的、客観的に評価しなければならない。このような責任と権限を持つ推進機関は、国の認可法人として設立され、その組織形態は非営利法人である一般社団法人に類するものとされる。これは、推進機関の独立性・中立性を高めるための措

ゼミナール (42)

置と考えられる。

米国では、流通設備の運用や増強に対して権限と責任を持つ RTO(地域送電機関)は非営利の組織として設立されている。ただし、自ら資産を持たない RTO に対しては、効率的な設備増強に関するインセンティブが働きにくいという指摘がある。また、非営利組織は、営利企業のような経営の意思決定に対する経済的インセンティブも働きにくいいため、全ての者の利害を考慮するとしつつ、誰の利害も考慮しない組織運営がなされる危険性もあり、このような点にも留意する必要がある。

今後の詳細設計では、推進機関の組織上の特徴も踏まえつつ、国、推進機関、電力会社が、設備の運用と増強に対し、それぞれどのような権限と責任を担うのかという点につき、電力の安定供給の確保や電気料金の最大限の抑制のみならず、今後の我が国のエネルギー政策も考慮しながら議論を尽くすことが必要である。その際には、改革の第二段階で電力の安定供給に関する責任の源泉であった電力会社の供給義務が撤廃されることや、第三段階で送配電部門の法的分離の実施が検討されていることを踏まえた、統合的な制度を設計することが必要となる。

電力中央研究所 社会経済研究所 上席研究員

丸山 真弘 / まるやま まさひろ

1990 年 (財) 電力中央研究所 入所

2001 年より 1 年間 全米規制研究所に客員研究員として派遣

2009 年 7 月より 社会経済研究所 エネルギー事業政策領域 領域リーダー

2011 年 7 月より 社会経済研究所 電気事業経営領域 領域リーダー

2012 年 7 月より 社会経済研究所 スタッフ

研究分野 電気事業法制度論 コーポレート・ガバナンス論